

図書館の自由-- 『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」の再確認--

南 亮一（国立国会図書館）

0 この講義のねらい

- ・日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説 第2版』（日本図書館協会、2004年3月）をもとに、1979年改訂の経緯やその内容を再確認する。

1 「図書館の自由に関する宣言」の成立

- ・宣言の採択：1954年5月26日から3日間にわたって開催された全国図書館大会および日本図書館協会総会

（背景）・1950年の朝鮮戦争を契機とする社会情勢の逆コース化

- ・秩父市で起きた中島健蔵氏を囲む座談会にかかわる警察官の同市図書館への立入り

1952年、埼玉県公共図書館協議会からの「日本図書館憲章制定促進について」の申し入れにつながる。

- ・戦前における公権力による思想統制の一環として出版物の検閲強化と閲覧規制措置による図書館の資料提供機能の著しい阻害と図書館員の自主規制  
結果的に図書館が「思想善導」の機関としての役割を果たすことに！

**この反省を基盤として成立。**

- ・ただし、この時期には単なる理念の表明にとどまらざるを得なかった・・・。

2 「1979年改訂」の成立

(1) 「宣言」の危機的状況

- ・練馬テレビ事件（1967年7月）

テレビドラマのシナリオの中に、図書館の貸出しカードを犯罪捜査に利用するシーンが含まれていることを知った図書館員たちが、その修正を求めた事件

**利用者のプライバシー保護の問題**

- ・山口県立図書館図書抜き取り放置事件（1973年8月）【33選-8】

山口県立山口図書館において、新館舎開館時、旧館舎時代開架されていた反戦平和問題関係図書など50数冊を段ボール箱に詰めて書庫の片隅に放置。利用者の指

摘で明るみに出た。

- ・美作太郎氏（出版評論家）の批判「書物の中立性を判定できると自負する図書館人が現れた」

#### 図書館の「資料提供の自由」「自己規制」の問題

- ・林英夫氏（歴史学者）の批判「彼らのいう危険な思想の本の購入を避けることで、危うきに近づかない体制をとることが予想される」

#### 図書館の「資料収集の自由」の問題

### (2) 1979年改訂の制定まで

- ・ 1973年10月、全国図書館大会（高知）で宣言再確認決議の採択
- ・ 同年11月、協会に「図書館の自由に関する調査委員会」設置の決定
- ・ 1975年3月、同委員会発足
- ・ 1978年3月22日の検討会  
副文案の改訂にとどまらず、宣言そのものの改訂をすべし、との結論に。
- ・ 1979年5月30日の定期総会：「1979年改訂」の採択

### (3) 1979年改訂の特徴

宣言の基礎を、日本国憲法が保障する表現の自由に置いたこと。

利用者のプライバシーの保護を、主文のひとつとして重要な柱に位置づけたこと。

主文のみでなく、宣言を実践していく具体的指針としての副文をも一体のものとして採択したこと。

全国図書館人の組織体である日本図書館協会によって採択され、今後の維持に安定した基礎を確保したこと。

### (4) 「宣言」改訂までに生じた新たな問題：人権・プライバシーと「図書館の自由」との衝突

- ・『目黒区史』回収問題（1973年）【33選-21】

1961年から1962年までに刊行した同書の本文・資料編中に部落問題に関し適切でない記述があるとして回収を求めた事件。

「いったん頒布した図書を回収することは歴史の隠蔽につながり、文化遺産として資料保存を任務のひとつとする図書館の機能を否定するものである」との意見が図書館界で多かった。

その一方、「国民的課題であり民主主義の根幹にかかわる差別解消の視点からみれば、差別を温存するおそれがある資料を自由な利用に供しておいてよいかどうか」という意見も強く、図書館活動と部落解放運動の接点で図書館の自由をいかに考えるべきかという課題を提起。

- ・名古屋市立図書館『ピノキオ』事件（1976年11月）【33選-17】

『ピノキオ』の内容が障害者差別を助長するものであるとの市民団体の指摘を受け、名古屋市立図書館全館の児童室の書架から同書を引き上げる事件。

批判を受けた蔵書については、「明らかに人権またはプライバシーを侵害すると認められる資料を除き、資料提供をしながら市民と共に検討」することとして、以下の3原則を確認したうえで、同書は再び書架に戻された。

問題が発生した場合には、職制判断によって処理することなく、全職員によって検討する。

図書館員が、制約された状況の中で判断するのではなく、市民の広範な意見を聞く。

とりわけ人権侵害にかかわる問題については、偏見と予断にとらわれないよう、問題の当事者の意見を聞く。

差別の問題は部落差別にとどまらず他の分野にも広く存在する重要な課題であることを図書館界に認識させた事件。

- ・ これらの経験を反映させるべく、第2項の副文中に、「人権またはプライバシーを侵害するもの」については、提供の制限があり得ることを織り込んだ。

#### (5) 宣言に対する社会の反響

- ・ 文部省の不良出版物を取り締まる意向の表明（1955年）と「青少年の読書指導のための資料の作成に関する規程」の制定

- ・ 中央公論社事件（1961年）、思想の科学事件（同年）

言論の自由に対する関心が高まる。

美作太郎氏「図書館の自由に関する宣言は今日なお生きているだけでなく、却ってその重要性を加えつつあると思われる」

- ・ 「東京都青少年健全育成条例」の制定（1964年）

香内三郎氏（ジャーナリズム研究家）：同条例が読書の自由を制約する危険性があることを指摘し、宣言の強化を訴えた。

- ・ 山口図書館事件（1973年）

- ・ 東村山市の図書館設置条例に「利用者の秘密を守る義務」を条文化（1974年）

- ・ 「宣言 1979年改訂」採択（1979年）

清水英夫氏（法学者）「宣言は、情報化社会において、ますます大きな意義を持つことになるであろう」と評価（1979年7月3日『朝日新聞』）

「宣言の背後には、かつての図書館が思想善導の機関として国民の知る自由を妨げる役割を果たしたことへの、苦い反省があるようだ」としつつ、宣言を高く評価（1984年4月30日付け『朝日新聞』の「天声人語」欄）

言論の自由を担保するものとして「宣言」が評価されつつある。

- (6) 宣言改訂以後の図書館の自由をめぐる問題
- ・ 愛知県立高校図書館における選書への介入問題（1981年11月）【33選-5】  
高校図書館における資料収集に学校管理者が干渉・制限。千葉県などにも存在。図書館の自由が公共図書館以外の館種でも重要な課題であることが確認された。
  - ・ 図書館業務のコンピュータ化と利用者の秘密保護との関係（1980年代）  
「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」の採択（1984年5月）。利用者の秘密保護がコンピュータ導入後も変わらないことを確認。
  - ・ 品川区図書館蔵書リスト提出要求事件（1983年7月）【33選-3】  
品川区立大崎図書館の開館式に参加した一区議が、後日来館。蔵書構成について質問。その後、区立図書館の蔵書目録の提出を要求。一部の図書館のみ応じる。その後、区議会でこの問題が取り上げられた。  
「宣言」に謳われた資料収集方針の公開と、これをめぐる住民との対話の重要性を提起。
  - ・ 広島県立図書館蔵書廃棄事件（1984年）【33選-33】  
広島県立図書館において、1977年ごろから、県教委の通達等を背景として、同和問題の問題を指摘され、又は指摘される可能性のある図書を別置き、除籍し、表紙等を破棄する等をしていた。  
(1)図書館の主体性確立、(2)図書館員の自主規制の危険性、(3)社会が当面する課題に対する図書館の姿勢など、重要なものが含まれている。  
県立図書館は、全国図書館大会等でこの問題を取り上げ、自ら改善に取り組む姿勢をみせたが、このような姿勢は、具体的な図書館の自由に関する取組みについて大きな示唆を与える。
  - ・ 富山県立近代美術館での天皇コラージュ作品の処置をめぐる訴訟（1986年～）  
最高裁判決（2000年）は、作品の処置は管理者側の裁量に委ねられるとし、国民の知る権利の保障が、いまだ博物館の役割として、法的には認知されるに至っていないことが明らかになった。  
船橋市西図書館蔵書廃棄事件最高裁判決（2005年7月14日）では、住民への情報提供に対する一定の役割を図書館に認めただうえで、その役割が果たせるよう公正に図書館資料を取り扱う義務が図書館司書にある旨を判示。
  - ・ 富山県立図書館の『図録』損壊事件（1990年）【33選-9】  
上記コラージュ作品が掲載された図録を同県立図書館が非公開にしていたのを1990年、ようやく公開したところ、一利用者が問題箇所を破り捨てた、という事件。1995年に犯人の有罪判決が確定した後も、同館は図録の所有権を放棄したまま欠号扱い。
  - ・ 絵本『ちびくろサンボ』と人種差別の問題（1988年）【33選-18】

1988 年ごろから黒人差別が日本で問題化し、『ちびくろサンボ』出版社が自主的に同書を絶版にした。このような状況の中、閉架図書扱いへの変更、目録カードの抜き取り、成人書架への移動などを行った図書館もあれば、そのままとした図書館もあった。

同書が差別書であるかどうかはその後も議論を呼んでいる。

- ・ 地下鉄サリン事件での国立国会図書館利用記録 53 万人分押収（1995 年）  
令状があったとはいえ、無差別に利用記録を押収する令状による請求に応じた。
- ・ 少年法違反の疑いがある報道の掲載資料の取扱い（1997 年～1998 年）  
『フォーカス』（1997 年の神戸連続児童殺傷事件における少年被疑者の顔写真を掲載）、『文藝春秋』（同事件の検事調書を掲載）、『新潮 45』（1998 年の堺通り魔幼児殺害事件を実名記事に）の提供につき問題に。

同書の閲覧制限措置をめぐる住民が訴えた「東大和市立図書館訴訟」の東京高裁判決（2002 年）では、管理者の裁量の自由を認め、住民の知る権利の侵害との原告（利用者）の主張が認められなかった。

\* 前述の船橋市西図書館蔵書廃棄事件では、蔵書の廃棄についてはあるが、このような考えを否定した。

- ・ 山口・徳山高専女子学生殺害事件における本人推知報道資料の取扱い（2006 年）  
少年法 61 条は少年に実名報道されない権利を認めているものではないとの判例（大阪高判 2000 年 2 月 29 日）、少年法 61 条は報道規制のための規定であって出版物の流通等を規制する規定ではないことから、原則提供が望ましい。
- ・ 『タイ買春読本』（1994 年初版）の廃棄要求（2001 年）、『完全自殺マニュアル』（1993 年初版）の閲覧制限要求（1996 年）  
青少年保護条例制定などの「有害図書指定」の動きにつながる。時勢の常識という「圧力」と図書館の自由の対峙が。国民の知る自由に対する図書館の取組みの姿勢が試される。
- ・ 秋田県立図書館における雑誌『KEN』閲覧停止問題（1996 年）  
個人のプライバシー侵害を理由に頒布禁止の仮処分が決定され、申立人から県立図書館に利用禁止を求めて「警告書」が送付された。

### 3 「1979 年改訂」の中身 いったい何が書いてあるのか

- ・ 「宣言」= 国民に対する約束  
利用者への周知、図書館員のすべてがこの宣言を理解し、自分たちのものとして「確認し実践」する必要がある。
- ・ 倫理綱領との関係 = 相補的役割を果たす。

#### (1) 前文

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供する

ことを、もっとも重要な任務とする。

- 1 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的な人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

- ・ 図書館の自由の根拠が日本国憲法で保障されている基本的な人権の規定にあることを表明。
- ・ 憲法第 21 条で保障する表現の自由には受け手の知る自由を含むという解釈が一般的になった（図書館の自由の成立する根拠）。

【1983 年 6 月 22 日の最高裁大法廷判決】

未決拘禁者の新聞読書の自由をめぐる国家賠償訴訟の上告審判決において、読書の自由は憲法第 21 条のみならず、思想及び良心の自由の不可侵を定めた第 19 条の規定、すべての国民が個人として尊重される旨を定めた第 13 条の趣旨からみて当然に導かれる権利であるとして、読書の自由を判例として確立した。

【国際人権規約 B 規約 [ 市民的及び政治的権利に関する国際規約 ]】

表現の自由についての権利に「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受ける自由」を含める。

2 すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。

- ・ 図書館は印刷物その他のさまざまな記録媒体に表現された情報・考えをすべての人びとに伝える機関である以上、この知る自由を保障するものでなければならない。

船橋市西図書館蔵書廃棄事件最高裁判決

「公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場」

3 図書館は、権力の介入又は社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力を含む図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。

4 わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした。図

書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。

- ・ 個人又はグループから要求された資料はもちろん、要求が予想される資料は積極的に収集し、国民の利用に供されなければならない。
- ・ こうした資料の収集や提供、施設の運営などの業務の遂行は、国民から図書館に付託されたもので、図書館はこの付託に応える責任と義務を有する。

5 すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。  
外国人にも、その権利は保障される。

- ・ 図書館を利用する権利は在日外国人にも、さらに、国際的な図書館協力を通じ、日本国外にいる人々にも保障されるべき。このことは、国際人権規約規約の趣旨からみても当然のこと。
- ・ 公共図書館未設置地方自治体の問題  
当該自治体の住民の図書館利用に支障が。
- ・ 司書未配置・兼任司書教諭配置の学校図書館の問題  
当該学校の児童生徒の図書館利用に支障が。
- ・ 障害者の図書館利用の問題  
社会が、ひいては図書館員自身が図書館利用に障害のある人々の存在を十分認識できていない結果。  
国・自治体の努力や住民や利用者の図書館整備充実の働きかけの強化が求められる。  
図書館の利用年齢を制限する図書館の存在も。

6 ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

- ・ この宣言の内容は、国民に公開されている図書館においては、当然全面的に実現されなければならない。その他の図書館でも遵守すべき。  
学校図書館における教育的配慮に名を借りた読書の自由の規制の問題

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- ・ 単なる主張、意見ではなく、実践の場で生き生きとした指針となることを期待。
- ・ 図書館学教育、図書館における職員研修においても取り上げる必要あり。

(2) 第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

1 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

- ・ 資料の収集の原則的立場を示した。
- ・ 資料の収集は、あくまで国民の要求にもとづき、かつ、すべての要求にこたえるために相互協力を含む図書館の総力をあげて行うものである。  
行政の意思や政治の動向への迎合、図書館員の個人的な判断で行うべきものではない。
- ・ あらゆる資料要求にこたえるためには、豊かな資料や資料の裏付けが不可欠。  
豊富な資料費を確保し多様な資料の収集を図ることが重要。それでも満たすことができない利用者の要求に応えるため、他館との相互協力が必要。

2 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択及び収集を行う。

その際、

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心によって選択しない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。
- (5) 寄贈資料の受入れにあたっても同様である。

3 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

- ・ 「収集方針」：図書館サービスの目的を達成できるような蔵書を形成しこれを維持・発展させるための綱領的文書。
- ・ 図書館は自らの責任において収集方針を作成する。
- ・ 収集方針は利用者に公開され、その意見を求め理解が得られるよう、広い社会的合意のもとにつくりださなければならない。e.g. 藤沢市立図書館（1986年）  
事前に図書館協議会や図書館運営委員会の意見を求めるとか、教育委員会などの管理機関の了承を取り付ける。
- ・ (1)～(5)は、特に重要なものを整理したもの。最低限盛り込む必要あり。
- ・ 市民・利用者の意見・クレームは、ただちに圧力や干渉・検閲として受け止めることはせず、ひとつの意見として生かしていくよう、適切な処理手続を定めておく必要がある。e.g. 品川区立図書館蔵書リスト提出要求事件
- ・ 学校図書館：生徒の自主性を育成すべき教育の場における資料収集の規制は許



- されるべきでない。e.g.愛知県高校図書館における選書介入(1981年)
- ・ 大学図書館：収集の自由、ひいては大学における教育・研究の自由をおびやかすおそれも。

(3) 第2 図書館は資料提供の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

- 1 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- ・ 山口図書館問題により重要性が再確認された。
- ・ ただ、現在の図書館が置かれている社会的諸条件のもとでは、いくつかの制限が設けられるのはやむを得ない。
- ・ 将来不必要になるような展開を将来期待しつつも、今日の段階では「極力限定して運用」することを条件に、三つの制限項目を置くことにした。

(1) 人権またはプライバシーを侵害するもの。

- ・ 現在では「プライバシーその他の人権を侵害するもの」と読み替えられるべき。(プライバシーが憲法上の人権に含まれるという見解が現在では一般的)
- ・ 「その他の人権」：表現行為によって社会的不利益や精神的苦痛を余儀なくされる可能性のある名誉や名誉感情の権利
- ・ 「侵害するもの」とは？
  - ・ 判断基準：被害者の人権保護と著者の思想・表現の自由の確保とのバランス及び国民の知る自由を保障する図書館の公共的責任を考えれば、次のようになるものと考えられる。

(i) 「プライバシー」：特定の個人に関する情報で、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められ、かつ、公知のものでない情報に限定。

(ii) 差別的表現：特定個人の人権の侵害に直結するものを除き、制限項目に該当しない。

(例)『クロワッサン』2001年10月10日号掲載の屠場労働者への差別的表現がある記事に対する図書館の対応について

自由委は、いわゆる差別的表現それ自体は提供制限の理由にならないという見解を出した。

いわゆる「部落地名総鑑」、一般の古地図、行政資料などは、これ

らを利用してある人の出身地を調べれば、その人が被差別部落出身者であるという推定が可能となり、就職差別や結婚差別にただちに つながるおそれがあるため、特定個人の人権の侵害に直結するもの といえる。

- (iii) 人権侵害との司法判断があったとしても、図書館としての独自の判断が必要。裁判所が人権侵害を認定して権利侵害の当事者に被害の回復や予防のために命じる措置と、国民の知る自由を保障する社会的責任をもつ図書館が利用制限の要否について判断することとは別。

(例)『フライデー』肖像権侵害事件裁判(東京高裁 1990.7.24)

判決内容を告知する付箋を資料に貼付するよう全国主要図書館に依頼する文書の送付についても原告は請求したが、裁判所は、損害賠償は認めたものに、当該請求を認めなかった。

「石に泳ぐ魚」公表差止裁判一審判決(東京地裁 1999.6.22)

図書館に係る同様の請求を認めず。確定。

- ・ 判断の主体と手続：各図書館が、図書館内外の多様な意見を参考にしながら、公平かつ主体的に意思決定することが求められる。
  - (i) 利用制限措置の検討のための委員会組織の設置  
利用制限の要否及びその方法の検討、措置済み資料に係る措置の再検討を行うための委員会組織の設置が望ましい。
  - (ii) 委員会への全職員の意見の反映
  - (iii) 利害関係者及び一般利用者の意見表明の機会の設定
  - (iv) 個別の資料の取扱いの検討及び職員への情報提供・研修や研究機会の設定
  - (v) 利用制限措置の決定時の理由の公表
- (参考)名古屋市立図書館『ピノキオ』事件
- ・ 利用制限の方法：「より制限的でない方法」  
表現の自由・知る自由の制限の度合いが少ない方法を工夫すべき。
  - (例)裁判所が人権侵害を理由として公表差し止めを命じた資料  
その司法判断の内容を告知する文書を添付するにとどめる。
- ・ 制限措置の再検討：時間の経過と状況に応じて制限の解除を再検討すべき。

(2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの。

- ・ 刑法第 175 条のわいせつ文書にあたるという裁判所の判決が確定した資料については、提供の制限はやむを得ない。

- ・ わいせつ文書の判断の基準は、社会の常識や性意識の変化により、事実上修正変更されるため、時期をみて再検討されなければならない。

(3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料。

- ・ 一定期間の非公開の要求は、プライバシー保護、政治上・行政上の必要性に基づくもの、著作者人格権のひとつである公表権の保護のためなど、当該資料が未公開となっているものに関係。この場合、ある程度の公開制限はやむを得ない。
- ・ 将来研究資料として役立つことを予想し、図書館としては、寄贈者・寄託者と協議して、公開できる時期、公開する場合の条件などを事前に明らかにしておき、その制限を最小限にとどめる努力が必要。

2 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。

- ・ 著作物や書物に対する評価は、時代の流れや社会状況の変動によって変わるものであるから、特に資料保存の責任を明記。

【関連事例】『目黒区史』回収事件【33選-21】、広島県立図書館事件、船橋市西図書館蔵書廃棄事件

3 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴をもっている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。

4 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

- ・ 図書館に設置されている集会室・展示施設などは、利用者に公平に提供されなければならない（地方自治法第244条第3項）。

唯一の例外である「営利を目的とする場合」を除き、たとえ特定の政党・宗派の活動であっても、資料の利用を伴う態様であるなら、これを制限するのは適切ではない。（特定の政党・宗派に偏らないことは当然）

【関連事例】名古屋市千種図書館施設利用拒絶事件（1983年）

(4) 第3 図書館は利用者の秘密を守る。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

- ・ 1979年宣言改訂により主文になった。警察などの捜査活動が図書館利用

者のプライバシーを侵害する恐れのある事例が各地で生じたため。

- ・ 個人が図書館を利用することで図書館が知り得る事実として、以下のものがある。

- (i) 利用者の氏名、住所、勤務先、在学名、職業、家族構成など
- (ii) いつ来館したかという行動記録、利用頻度
- (iii) 読書事実、リクエスト及びレファレンス記録
- (iv) 読書傾向
- (v) 複写物入手の事実

いずれも利用者のプライバシーであり、これらの事実は、本人の許諾なしには、他の人に知らせたり、目的外に使用することは許されない。

個人情報保護法の成立により、法的にも担保。ただし、多くの例外事項がある。

1 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第 35 条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。

- ・ 利用者のプライバシーのなかで特に重要なのが、読書事実。
- ・ 読書の自由 = 「内面の自由」。公権力の関与などは論外。
- ・ 個人の読書傾向も外部に漏らしてはならない。個々の読書記録の集積が読書傾向。思想調査につながる。
- ・ 個人の読書事実を示す資料の閲覧・貸出しに伴う記録やレファレンス・サービスの記録は、外部に漏れないように慎重に管理されなければならない。  
個人情報保護法制にも、「目的外利用禁止」「管理義務」がある。
- ・ 「外部」：組織体としての図書館以外はすべて外部とみなすことが容易。教育委員会は「外部」。学校図書館の場合の教員・親への対応も、子どもの人格を認める態度での対応が求められる。
- ・ 「憲法第 35 条に基づく令状」：捜査関係事項照会、弁護士の照会は？

2 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。

- ・ 読書事実以外の利用事実も利用者のプライバシーに属する。  
来館の都度、施設の利用に関して、入館記録、書庫立入簿などに住所・氏名を書かせることのないようにし、登録手続のさいも必要最小限の記録にとどめるようにすることが望ましい。
- ・ 複写申込書も同様。不必要な個人情報を記入させない。  
個人情報保護法制においても、「必要最小限の個人情報の取得」が義務づけられている。

3 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図

書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

- ・ 秘密を知り得る立場にある人には守秘義務が課せられる、ということ。  
個人情報保護法制にも規定あり。

(5) 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

1 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。

検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。

したがって、図書館はすべての検閲に反対する。

- ・ 検閲：出版・放送などの表現を発表前に公権力が審査し、必要なときはその発表を禁止する行為
- ・ 「青少年保護条例」について、内容も自殺を誘発させるおそれがあるものまで範囲が広がってきた。さらに、国民の言論・表現及び出版の自由を侵すおそれがあると批判が出ている「青少年有害社会環境対策基本法案」の立法化も。
- ・ 国民の知る自由に奉仕する図書館活動の基盤を損なう検閲に対して、図書館員は反対していかなければならない。

2 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。

- ・ 世田谷区議会における読書会「偏向」発言（1984年）【33選-32】  
一区議が親子読書会を偏向していると非難し、図書館の読書会への団体貸出しと  
そのための蔵書に対して、執拗な攻撃を重ねる。

その後も東京都のいくつかの区議会で、特定政党の批判記事を掲載した週刊誌を名指しで図書館から排除することを要求されたことがあり、過激な性表現（1999年）特定団体を批判した図書のを蔵を理由に区立図書館の人事異動を要求（2001年）など、類似事例が。

愛知・千葉の高校図書館の事例とも類似。広島県立図書館の事例での教育委員会の通達も検閲と同様の効果をもたらすといえる。

- ・ 特に社会的影響力の大きい個人・組織・団体からの圧力は、検閲と同様の結果をもたらすか、あるいは自己規制を生み出しやすい。図書館の自由の原則をふまえ、対処する姿勢を貫く必要がある。

3 それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

- ・ 権力の意向を配慮した陰微な形での自己規制を求めることが言論統制の主流に。

山口・広島的事件はその典型例。

- ・ 図書館員は自己規制の行動に出がち。(カリフォルニア州での調査結果)
- ・ 批判を受けることを未然に回避しようとする事で、結果として図書館が検閲官の役割を果たし、国民の知る自由を妨げることに手を貸してはならない。
- ・ 最近では、インターネットのフィルタリングの問題がある。

(6) 末文：「図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。」

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

- 1 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
- 2 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
- 3 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。

- ・ 一般的に存在が知られているとは言えない。理解され支持されるには、日常的に国民の知る自由を真に保障するサービスを実践することが不可欠。
- ・ そのためには、「図書館の自由委員会」のような組織を常設することが必要。
- ・ 利用案内や掲示等による利用者への広報も重要。

4 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

- ・ 救済のための確かな方策がないと、実践課題としての図書館の自由は単なる理念にとどまってしまう。
- ・ 具体的事例は顕在化したことはあまりないが、様々な原告側に必要な援助を行うべき。
- ・ 日本図書館協会の取組みとしては、図書館の自由委員会を窓口とした事例収集と調査研究をふまえた情報提供・相談に応じるという活動の強化があるだろう。

(資料)

「図書館の自由に関する宣言」改訂前後対照表

1954年宣言	1979年改訂
<p>基本的人権の一つとして、「知る自由」をもつ民衆に、資料と施設を提供することは、<u>図書館のもっとも重要な任務である。</u></p> <p><u>図書館のこのような任務を果すため、我々図書館人は次のことを確認し実践する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 図書館は資料収集の自由を有する</li><li>2. 図書館は資料提供の自由を有する</li><li>3. 図書館はすべての<u>不当な検閲に反対する</u></li></ol> <p>図書館の自由が侵される時、<u>我々は団結してあくまで自由を守る。</u></p>	<p><u>図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。</u></p> <p>この任務を果たすため、<u>図書館は次のことを確認し実践する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li>第1 図書館は資料収集の自由を有する。</li><li>第2 図書館は資料提供の自由を有する。</li><li>第3 <u>図書館は利用者の秘密を守る。</u></li><li>第4 図書館はすべての検閲に反対する。</li></ol> <p>図書館の自由が侵される<u>とき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。</u></p>

船橋市西図書館蔵書廃棄事件最高裁判決（2005年7月14日第一小法廷）（抄）

「・・・公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場ということが出来る。そして、公立図書館の図書館職員は、公立図書館が上記のような役割を果たせるように、独断的な評価や個人的な好みにとらわれることなく、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負うものというべきであり、閲覧に供されている図書について、独断的な評価や個人的な好みによってこれを廃棄することは、図書館職員としての基本的な職務上の義務に反するものといわなければならない。・・・」

日本国憲法（抄）

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

国際人権規約B規約 [市民的及び政治的権利に関する国際規約]（抄）

第19条第2項 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなくあらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

加害少年推知記事の扱い(提供)について

10月の常務理事会で、表記のことについて、自由委の検討内容を広く会員に知らせ、協会としての共通認識を形成するとされた。また、1997年の『フォーカス』に当たっての見解(1998年の『文藝春秋』に当たっての参考意見も)は協会名で出したものであり、自由委だけでなく常務理事会も論議し関与するとされた。

自由委の考え方(骨子・素案)

図書館は一般に提供することで図書館が処罰されたり損害賠償を命じられる場合以外は提供する。加害少年の推知報道については提供することを原則とする。「原則」と言う理由は、各図書館の自主的判断を尊重するからである。

【説明1 少年法と表現の自由の関係】

(1) 少年法61条が禁じる加害少年の推知報道について、1997年の神戸児童連続殺傷事件の「フォーカス」報道を契機に議論が深められてきた。「少年の保護」は「表現の自由」に優越するかどうか、関係法令の解釈、少年保護法制のあり方、報道倫理などが多角的に論議されてきている。諸外国の状況レポートも蓄積されてきた。

(2) 61条が倫理規定にとどまるのか、損害賠償請求権の根拠になるのか。従前、「刑事責任は生じないが、プライバシーの権利侵害として民事上の責任を負う」(竹田稔「名誉・プライバシーに関する民事責任の研究」1982)との見解に反論はなかった。

堺少年事件報道損害賠償請求事件の大阪高裁判決(2000.2.29・確定「判例時報」1710)は、61条が少年に実名報道されない権利を与えているかについて、否定的に判示した。

長良川リンチ殺人事件報道損害賠償請求事件の最高裁判決(2003.3.14「判時」1825)は本人推知報道の範囲を限定し、表現の自由への配慮を示した。(分科会資料あり)

(3) 61条は報道に関する規制であり、出版物の流通・頒布主体を規制・処罰する法ではない。図書館の提供制限については表現の自由さらに知る自由を狭める萎縮との批判がある。(分科会資料あり)

(4) 少年法22条(少年審判の非公開)に関して、日図協は『文藝春秋』1998年1月号掲載の検事調書記事の扱いについての「参考意見」で、記事に関わる法的問題は開示した者の責任に帰せられるべきで、報道を提供する側に法的規制はなく、提供制限の理由を見出せないとし、その上で3要件(頒布禁止の司法判断があり、それが図書館へ提示され、被害者からの提供制限要求がある場合のみ、一定の提供制限があり得る)を提示した。

【説明2 図書館が提供することの意義】- 図書館は司法判断とは独自に提供について判断する(宣言解説26-27)としたことの詳細理由 -

(1) 図書館は、法に基づき職務として資料を収集提供し、もって知る自由(表現の自由)を保障する機関である。(宣言前文)

(2) 重大な犯罪事件は「公共の利害」であることに加え、報道を契機として多くの議論が立ち上がる社会的関心事であり、図書館は「考えるために読みたい」市民へ関連資料を積極的に提供する機関である。(宣言第1-1、2-(1)~(4))

(3) 資料・情報はいろいろな観点や考え方で読まれるもの。図書館は資料・情報を支持や批判するものでなく、提供する機関である。(宣言第1-2後文)

(文責：山家)